

[令和4年度]

自治公民館に対する市の各種助成等一覧表

(令和4年4月1日現在)

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課																								
自治公民館施設整備費補助	<p>① 自治公民館等の所有、又は管理する施設の新設、増改築等に要した経費の16%を補助（1,000円単位）</p> <p>ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ、次に定める額以下の場合の対象外となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>70万円</td> </tr> </table> <p><限度額></p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>② 自治公民館等の所有、又は管理する施設が倒壊等によりその周囲に著しい保安上の危険が生じており、又は生じるおそれがあるものを解体撤去するのに要した経費の16%を補助（1,000円単位）</p> <p>ただし、補助対象経費が自治公民館加入世帯数に応じ、次に定める額以下の場合の対象外となります。</p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>35万円</td> </tr> </table> <p><限度額></p> <table border="0"> <tr> <td>50世帯未満</td> <td>67.5万円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上100世帯未満</td> <td>56.25万円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>45万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>	50世帯未満	30万円	50世帯以上100世帯未満	50万円	100世帯以上	70万円	50世帯未満	135万円	50世帯以上100世帯未満	112.5万円	100世帯以上	90万円	50世帯未満	15万円	50世帯以上100世帯未満	25万円	100世帯以上	35万円	50世帯未満	67.5万円	50世帯以上100世帯未満	56.25万円	100世帯以上	45万円	<p>地域づくり 支援課 《第2庁舎3階》</p> <p>(直通) 22-8159</p> <p>(メールアドレス) chiiki@city.kuray oshi.lg.jp</p>
50世帯未満	30万円																									
50世帯以上100世帯未満	50万円																									
100世帯以上	70万円																									
50世帯未満	135万円																									
50世帯以上100世帯未満	112.5万円																									
100世帯以上	90万円																									
50世帯未満	15万円																									
50世帯以上100世帯未満	25万円																									
100世帯以上	35万円																									
50世帯未満	67.5万円																									
50世帯以上100世帯未満	56.25万円																									
100世帯以上	45万円																									
自治公民館施設整備資金貸付	<p>自治公民館等の集会所又はスポーツ広場の新設、増改築等に要した経費に充てるための資金の貸付けを行う制度。 (実施主体：鳥取県市町村振興協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額：100～2,000万円 ・償還期間：15年以内（1年以内のすえ置き期間を含む） ・償還方法：元金均等半年賦償還 ・預託金融機関：山陰合同銀行・鳥取銀行 <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>																									

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課														
コミュニティ助成事業	<p>来年度実施される事業を今年度の9月頃に募集します。事業区分は次の4区分です。(助成額はすべて10万円単位)なお、助成要件に合致しても申請数等の状況により不採択となる場合があります。</p> <p>(1) 一般コミュニティ助成事業 自治公民館などが行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に助成を行います。※助成額：100～250万円</p> <p>(2) コミュニティセンター助成事業 自治公民館などが行う多目的な総合施設(コミュニティセンター・集会所等)の建設整備に助成を行います。※助成額：対象事業費の5分の3(1,500万円が限度)</p> <p>(3) 青少年健全育成助成事業 親子で参加するスポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動等に関する事業に助成を行います。※助成額：30万円～100万円</p> <p>(4) 地域防災組織育成助成事業(防災安全課) 自主防災組織が行う地域の災害の被害防止活動及び軽減活動に直接必要な施設又は設備の整備に助成を行います。※助成額：30～200万円</p> <p style="text-align: right;">※事前にご相談ください。</p>	<p>地域づくり 支援課 《第2庁舎3階》 (直通) 22-8159 (メールアドレス) chiiki@city.kurayoshi.lg.jp</p>														
市民協働活動支援金	<p>市報及び行政文書の配布、地元調整等の自治公民館活動に対する支援金</p> <p>(1) 自治公民館分</p> <p>①世帯規模割：1館当たり 年17,000円～32,000円</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">50世帯以下</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>51世帯以上150世帯以下</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>151世帯以上250世帯以下</td> <td style="text-align: right;">27,000円</td> </tr> <tr> <td>251世帯以上</td> <td style="text-align: right;">32,000円</td> </tr> </table> <p>②世帯割：1加入世帯当たり 年700円</p> <p>③未加入世帯等への市報配布等：1部配布につき 年700円上限</p> <p>(2) 地区自治公民館協議会分</p> <p>①均等割：1地区当たり 年125,000円</p> <p>②世帯規模割：1地区当たり 年120,000円～134,000円</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1,000世帯以下</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>1,001世帯以上2,000世帯以下</td> <td style="text-align: right;">127,000円</td> </tr> <tr> <td>2,001世帯以上</td> <td style="text-align: right;">134,000円</td> </tr> </table> <p>③館数割：1館当たり 年2,400円</p>	50世帯以下	17,000円	51世帯以上150世帯以下	22,000円	151世帯以上250世帯以下	27,000円	251世帯以上	32,000円	1,000世帯以下	120,000円	1,001世帯以上2,000世帯以下	127,000円	2,001世帯以上	134,000円	
50世帯以下	17,000円															
51世帯以上150世帯以下	22,000円															
151世帯以上250世帯以下	27,000円															
251世帯以上	32,000円															
1,000世帯以下	120,000円															
1,001世帯以上2,000世帯以下	127,000円															
2,001世帯以上	134,000円															
定住希望者受け入れ事業費補助	<p>空き家のある集落の住民が定住希望者を受け入れるため、定住希望者と地元住民が交流する事業を行う費用を補助(祭りなどの催事は対象外)</p> <p>上限額：年間10万円(食糧費は2万円まで)</p>															

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
住民参画型・地域企業貢献型 バス停留所上屋整備事業費補助	<p>地域住民（自治公民館及びその他地区住民で組織する団体等）がバス停留所上屋整備事業の計画から管理までを行い、地域の実情にあったバス停留所上屋の整備を行うもの。</p> <p>【補助金の算定】 バス停留所1箇所について、バス停留所上屋の建設に要する経費の2/3を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い額</p>	<p>企画課 《本庁舎4階》 (直通) 22-8161</p>
学生ボランティア活動交通費補助	<p>イベント等を主催する団体に対し、県内の大学及び専門学校等の学生ボランティアに支払う交通費相当額に係る経費を補助するもの。</p> <p>【補助金の算定】 学生ボランティア1名につき、所属の学校又は自宅とイベント等の会場の間の移動に要するいずれか安価な交通費相当額（鉄道及び路線バスの運賃に限る）。</p>	<p>(メールアドレス) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
消防ポンプの修理	<p>11月頃に実施する全市ポンプ一斉点検において、修繕が必要と認められた場合に修繕費を負担するもの。</p> <p><限度額はなし、地元3割負担></p>	<p>防災安全課 《本庁舎4階》 (直通) 22-8162</p>
自主防災組織防災資機材整備費補助	<p>登録済の自主防災組織に対し、防災資機材、防災備蓄品若しくはその保管のための倉庫の整備又は防災訓練の実施に必要な物品の購入費の一部（最高50%）を補助するもの。</p> <p>令和4年度から「まるごとまちごとハザードマップ推進事業」として、標識設置に要する経費を補助（補助率50%） <限度額：5万円、申請回数：年1回></p>	<p>(メールアドレス) bousai@city.kurayoshi.lg.jp</p>
地域防災マップ作成支援	<p>自主防災組織に対して、防災普及指導員と共に地域防災マップの作成及び印刷の支援を行うもの。</p> <p><全額市負担（加入世帯数分、予算の範囲内）></p>	<p>防災センター 《福守町415-2》 (直通) 24-6900 (メールアドレス) bousai@apionet.or.jp</p>
ごみ集積場整備費補助	<p>ごみ集積場の新設、増改築又は購入に対し、対象経費の1/3を助成</p> <p><限度額 1件7万円></p>	
生活排水溝清掃土砂運搬車両の配車	<p>生活排水溝清掃の際に出た土砂の運搬用車両を無償で配車</p>	<p>環境課 《第2庁舎2階》 (直通) 22-8168</p>
草等の運搬車両の配車	<p>町内清掃の際に出た草・剪定枝（ごみ袋で処理できない量）の運搬車両としてフックロールコンテナを無償で配車</p>	<p>(メールアドレス) kankyou@city.kurayoshi.lg.jp</p>
飲料水供給施設整備費補助	<p>上水道・簡易水道の区域外で、原則として集落単位で集落自らが水道を新設、修繕、改良等する際に要した経費の一部を補助する。（給水管部分除く経費の1/3）ただし、水道法に準じた水質及び施設基準に合致している施設に限る。</p>	

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
災害時要支援者対策事業補助金 (旧名称：わが町支え愛マップ 推進事業補助金)	<p>地域住民が主体となり、支え愛マップを作成し、障がいのある方や一人暮らし高齢の方々等（災害時要支援者）に対する災害時の避難支援の仕組みや平常時の見守り体制をつくるなど、災害時要支援者が地域で安全安心に暮らすための取組に対して助成するもの。</p> <p>①災害時要支援者対策促進事業（新たに取り組む自治公民館） 補助限度額：5万円 ※財源（市1/2、県1/2）</p> <p>②災害時要支援者対策ステップアップ事業（①の補助を受けた自治公民館） 補助限度額：10万円 ※財源（市1/2、県1/2）</p>	福祉課 《第2庁舎1階》 (直通) 22-8118 (メールアドレス) fukushi@city.kurayoshi.lg.jp
市道等補修用原材料支給制度	<p>災害や事故等の防止を図るため地元自治会が行う市道等の維持補修に必要な原材料を支給するもの</p> <p>※各自治公民館で申込み</p> <p>○道路愛護用真砂土（年5m³まで）</p> <p>○市道等の補修用原材料の支給 （生コン、グレーチング、砕石、U字側溝、アスファルト補修材等）</p> <p>・支給限度額：年15万円（上限額）/団体</p>	
防犯街灯設置補助	<p>防犯街路灯の新設及び切替に要した経費に対し助成 <助成額></p> <p>・LEDの新設1基につき2/3 上限 32,000円</p> <p>・LEDへの切替1基につき2/3 上限 32,000円 (器具交換を伴う場合)</p> <p>・蛍光灯の新設1基につき1/2 上限 16,000円</p> <p>・蛍光灯への切替1基につき1/2 上限 8,000円</p>	建設課 《本庁舎2階》 (直通) 22-8169 (メールアドレス)
支障木伐採事業費補助	<p>市道、生活道（国道・県道除く）での事故や災害による孤立を未然に防止するため、通行の支障となっている民有地の樹木の伐採・処分を行う自治公民館等に対し補助するもの</p> <p>《補助要件》*下記の要件をすべて満たしていること</p> <p>①所有者又は管理者が地域に不在もしくは高齢者等で管理が出来ない場合</p> <p>②車両等の通行に障害を及ぼすと判断される場合</p> <p>③集落までのアクセス道路が土砂災害区域等に隣接しており孤立することが予想される場合</p> <p>④支障木とは高さが概ね10m（竹も含む）</p> <p>○支給限度額：経費の3/4（上限額20万円）</p>	kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
地域除雪作業報償金制度	<p>自治公民館が豪雪時において市道等の通行の確保を図るため、自主的に行う除雪作業に対し、報償金を交付するもの。</p> <p>①対象路線 (1) 除雪路線以外の市道（除雪路線の歩道は対象とする） (2) 生活道路で沿線に1戸以上住居を有する路線 (3) その他市長が特に必要と認める路線</p> <p>②作業対象及び報償金の額 自治公民館が「機械を使用して除雪する作業」及び「業者に委託して実施する作業」が対象。（上限3万円/年）</p> <p>(1) 自治公民館が機械を使用して除雪する作業 ○要件 除雪する路線において20cm以上の積雪深がある場合 ○報償金 延長10mにつき100円</p> <p>(2) 自治公民館が業者に委託して実施する場合 ○要件 除雪する路線において40cm以上の積雪深がある場合 ○報償金 自治公民館が業者に支払う委託費の2/3</p>	<p>建設課 《本庁舎2階》 (直通) 22-8169 (メールアドレス) kensetsu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
農道・農業用施設等補修用原材料支給	<p>農道・水路等の補修に対して原材料支給：各自治公民館、土地改良区等で申込み</p> <p>○1団体に対し年1回まで支給</p> <p>①生コン、砕石、その他二次製品等 130,000円（税込）以内</p> <p>②機械借り上げ制度 110,000円（税込）以内</p> <p>③水路浚渫機械借り上げ制度 240,000円（税込）以内 ※③については地元負担金あり（事業費の20%）</p>	<p>地域整備課 《本庁舎2階》 (直通) 27-0516 (メールアドレス) chiikiseibi@city.kurayoshi.lg.jp</p>
林道維持管理支援	<p>林道・森林作業道等の補修に対して原材料支給：各自治公民館で申込み100,000円（税込）以内</p> <p>①生コン、砕石、その他二次製品等 100,000円（税込）以内</p> <p>②機械借り上げ制度 100,000円（税込）以内</p>	<p>建設住宅課 《本庁舎3階》 (直通) 22-8175 (メールアドレス) kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
震災に強いまちづくり促進事業補助金	<p>昭和56年5月31日以前に建築された自治公民館の耐震診断及び耐震設計（又は建替えに伴う設計）に要する経費をそれぞれ補助。</p> <p>[補助対象経費の上限額] 1棟当たり300万円又は面積による上限(面積×3,600円/m²)のいずれか低い額 [補助率] 2/3 [補助額] 上限1棟当たり200万円</p> <p>※事業実施年度の調整が必要な為、事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建設住宅課 《本庁舎3階》 (直通) 22-8175 (メールアドレス) kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>

助成等の種類及び名称	助成等の基準及び内容	市の所管課
福祉のまちづくり推進事業 補助金	<p>自治公民館の集会所の既存和式トイレを洋式化する場合の経費を補助。その他、小便器の低リップ化、手洗器の自動水栓、便所の手すり等の整備費用を加算して補助することが可能（担当課要相談）。</p> <p>（既存トイレの洋式化） [対象工事費の上限額] 1箇所（1便器）あたり50万円 [補助率] 2/3 [補助額] 上限33.4万円</p> <p>※事業の実施を希望される場合は、事前に担当課へご相談ください。</p>	<p>建築住宅課 《本庁舎3階》</p> <p>（直通） 22-8175</p> <p>（メールアドレス） kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp</p>
学校施設使用料の減免	<p>自治公民館・自治公民館協議会が実施する地域活性化を目的とした主催事業について、施設使用料を減免します。</p> <p>なお、電灯料及び冷暖房機使用については有料。</p> <p>[電灯・照明] 1時間につき 330円 [冷暖房機] 1時間につき 110円</p>	<p>教育総務課 《北庁舎2階》</p> <p>（直通） 22-8165</p> <p>（メールアドレス） kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp</p>
倉吉市人材銀行 （講師派遣助成制度）	<p>市民の多様な学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくることを目的として、倉吉市人材銀行に登録している講師を派遣する。1回の派遣につき、謝金4,000円を助成。（派遣回数上限あり）</p> <p>《利用例》健康づくりストレッチ、筋力トレーニング、自力整体、草木染め、紙工作、和布細工、顔ヨガ、筆文字など</p> <p>※講師名簿は、社会教育課のほか各地区コミュニティセンターでも閲覧可能。また、市ホームページで連絡先の記載がない名簿（公開希望者のみ）を公開する。</p>	<p>社会教育課 《北庁舎1階》</p> <p>（直通） 22-8167</p> <p>（メールアドレス） gakushu@city.kurayoshi.lg.jp</p>